

平成29年度道德教育指導者養成研修（中央指導者研修）

～道德教育推進教師の育成に向けて～

実施要項

1 目的

道德教育を担当する指導主事等に対し、校長のリーダーシップの下、学校の教育活動全体を通じて行う道德教育や道德教育推進教師を中心とした指導体制と道德教育の展開、「特別の教科道德」の実施に向けた指導と評価、魅力的な教材の活用、実践活動や体験活動の推進等について、必要な知識等を習得させ、各学校や地域における本研修の内容を踏まえた研修のマネジメントを推進する指導者の養成を図る。

2 主催 独立行政法人教職員支援機構

3 共催 文部科学省

4 期間 平成29年5月15日（月）～平成29年5月19日（金）

5 会場 独立行政法人教職員支援機構
〒305-0802 茨城県つくば市立原3番地

6 受講者

(1) 受講資格

都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭であって、「道德教育指導者養成研修（ブロック別指導者研修）」等の講師等としての活動を行う者

当機構の修了証書をもって単位認定を行う（予定を含む）教職大学院の学生

(2) 推薦人数

各都道府県（中核市分を含む。）においては4名以上、各指定都市においては3名以上とする。また、各都道府県知事部局所管及び附属学校を置く各国立大学法人、市町村立及び学校組合立を置く各市町村及び学校組合教育委員会、教職大学院を設置する各国立大学法人、教職大学院を設置する各私立大学については、推薦人数を設けない。

なお、小学校部会、中学校部会、高等学校部会にそれぞれ1名以上、各都道府県教育委員会等が調整の上、推薦を行う。

(3) 推薦手続

各都道府県・指定都市教育委員会において推薦者を取りまとめ、「研修情報登録システム」により、平成29年3月9日（木）までに推薦を行う。

(4) 受講者の決定

各都道府県・指定都市教育委員会からの推薦に基づき、独立行政法人教職員支援機構が決定し通知する。

なお、受講者は原則として推薦のあったとおり決定するが、推薦状況によっては独立行政法人教職員支援機構において調整を行う場合がある。

7 研修内容

別紙「日程表」のとおりとする。演習や協議については、20名の単位（ユニット）を基本として取り組む。

8 演習の内容及び課題（小：小学校部会、中：中学校部会、高：高等学校部会とする。）

<全受講者共通>

（1）「演習1（小中高合同）」

（内容）道徳教育の充実に向けては、学校が目指す子供像を明らかにして道徳教育の重点目標を全体計画に明記するとともに、指導内容の重点化を図り、学校の教育活動全体を通じて計画的、発展的に具体的な指導をすることが重要である。

そこで、各学校における道徳教育の全体計画に示されている道徳教育の重点目標に基づき、重点化した指導内容を各教科等の授業でどのように指導するのか、具体例をあげ、小中高合同のグループで情報交換するとともに、課題を共有する。

（課題）各教科等で行う道徳教育については、学習指導要領解説総則編（平成27年7月）に以下のような記述がある（小・中共通）。

学校における道徳教育は、道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行われる。各教科等でどのように道徳教育を行うかについては、学校の創意工夫によるところであるが、各教科等は、各教科等の目標に基づいてそれぞれに固有の指導を充実させる過程で、道徳性が養われることを考え、見通しを持って指導することが重要である。

各教科等の指導を通じて児童（生徒）の道徳性を養うためには、教師の用いる言葉や児童（生徒）への接し方、授業に臨む姿勢や熱意といった教師の態度や行動による感化とともに、次のような視点が挙げられる。

- ① 道徳教育と各教科等の目標、内容及び教材との関わり
- ② 学習活動や学習態度への配慮

上記を踏まえ、学校や地域の実情、児童生徒の実態等を基に、道徳教育を推進する上でどのように重点目標を定め、どのような重点内容項目に基づいて具体的な指導を展開するのかを、各教科等（道徳の授業を除く）の学習指導案（略案）にまとめる。なお、管理職及び指導主事等、現在授業を行っていない場合は、特定の校種、教科、学年を想定して学習指導案を作成する。また、各教科等の学習指導案を作成するに当たっては、当該教科の特質を損なうことがないように留意する。

事前に【様式1】（A4判1頁）を作成し、教職員支援機構宛てに提出する（提出方法等は下記「9 演習用資料の作成等について」を参照）。

また、グループ配付用に研修当日に必要な部数を持参する。

（2）「演習4-3」

（内容）小中高合同の部会に分かれ、小・中のグループの代表班が模擬授業を行い、高のグループは模擬授業に参加する。その後、道徳の授業づくりについて協議を行う。

<小・中学校部会受講者>

（1）「演習2（小・中合同）」

（内容）学習指導要領（平成27年3月27日）では、「各学校においては、第1の2に示す道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること。」とされている。

そこで、学校全体の協力・指導体制の充実と計画づくりについて、小・中合同のグループで協議し、課題解決策を探る。

(課題) 上記内容で協議を行うため、事前に【様式2】(A4判2頁以内)を作成し、教職員支援機構宛てに提出する(提出方法等は下記「9」を参照)。

全校で取り組む道徳教育推進のための、全校的な道徳教育の協力・指導体制づくり、諸計画づくりにおいて、以下の取組について工夫や改善を試みた(試みようとする)事例を示し、また、その課題について整理する。

- ① 全校で一体的に取り組むための道徳教育推進教師等を中心とした協力・指導体制づくりについて
- ② 児童生徒の日常生活や各教科等における取組を考慮した具体性のある全体計画・年間指導計画作成(体験活動、「わたし(私)たちの道徳」の生かし方も含めて)について

(補足資料) ○ 自校または域内の学校(任意)における具体的な教育実践に生かせるように作成した「全体計画(指導の内容及び時期を整理したもの等を含む)」をグループ配布用に研修当日に必要な部数を持参する。

○ 自校または域内の学校(任意)における「年間指導計画(任意の学年1種類)」をグループ閲覧用に研修当日に必要な部数を持参する。

(2)「演習3(小・中別)」

(内容) 学習指導要領(平成27年3月27日)において求められている、「道徳の授業」の指導の一層の創意工夫と充実に向けて、道徳の授業づくり(魅力的な教材の開発と活用を含めて)とその評価について、小・中の各グループで協議し、課題解決策を探る。

(課題) 上記内容で協議を行うため、事前に【様式3】(A4判2頁以内)を作成し、教職員支援機構宛てに提出する(提出方法等は下記「9」を参照)。

学習指導要領(平成27年3月27日)において、「道徳の授業」における指導に当たっては、次の事項に配慮することが求められている。

- ① 校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実する。
- ② 道徳科が学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要としての役割を果たすことができるよう、計画的・発展的な指導を行う。
- ③ 児童(生徒)が自ら道徳性を養う中で、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう工夫する。
- ④ 自分の考えを基に話し合ったり書いたりするなどの言語活動を充実する。
- ⑤ 指導のねらいに即して、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど、指導方法を工夫する。
- ⑥ 児童(生徒)の発達段階や特性等を考慮し、第2に示す内容との関連を踏まえつつ、情報モラルに関する指導を充実、社会の持続可能な発展(科学技術の発展と生命倫理との関係)などの現代的な課題の取り扱いにも留意する。
- ⑦ 家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図る。

これらのうち、指導の工夫や改善を試みた事例について整理するとともに、児童生徒の変化や変容をどのように捉えているかなど、評価への取組についても記載する。

(3)「演習4-1(小・中別)」

(内容) 各グループに指定する資料(主催者側で準備)を利用した「道徳の授業」の学習指導案を作成し、模擬授業の準備を行う。

(4)「演習4-2(小・中別)」

(内容) 小・中別の分科会に分かれ、演習4-1において作成した学習指導案をもとに、小・中のグループが模擬授業を行う。その後、道徳の授業づくりについて協議を行う。

<高等学校部会受講者>

(1)「演習2(高)」

(内容) 学習指導要領において、指導計画の作成に当たって配慮すべき事項として、「全教師が協力して道徳教育を展開するため、第1款の2に示す道徳教育の目標を踏まえ、指導の方針や重点を明確にして、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育について、その全体計画を作成すること。」とされている。そこで、全体計画等の検討を念頭に置き、「学校の教育活動全体を通じて行う人間としての在り方生き方に関する教育の展開」について、高等学校のグループで協議し、課題解決策の知識・方法を得る。

(課題) 上記内容で協議を行うため、事前に【様式4】(A4判2頁以内)を作成し、教職員支援機構宛てに提出する(提出方法等は下記「9」を参照)。

高等学校学習指導要領第1章第1款の2に記載されている「人間としての在り方生き方に関する教育」について、例えば、学校としての指導の重点や方針を明確にした全体計画や年間指導計画の作成・活用、効果的な体験活動の工夫、全教職員や保護者・地域の人々の理解の促進及び連携協力体制の工夫などの中から、学校全体の取組やその取組に当たっての課題について整理する。

(補足資料) 自校または域内の学校(任意)における、具体的な教育実践に生かせるように作成した「全体計画(指導の内容及び時期を整理したもの等を含む)」をグループ配布用に研修当日に必要な部数を持参する。

(2)「演習3(高)」

(内容) 「人間としての在り方生き方に関する教育の各教科等における具体的な教材研究・実践」について高等学校のグループで協議し、課題解決策の知識・方法を得る。

(課題) 上記内容で協議を行うため、事前に【様式5】(A4判2頁以内)を作成し、教職員支援機構宛てに提出する(提出方法等は下記「9」を参照)。

高等学校学習指導要領第1章第1款の2に記載されている「人間としての在り方生き方に関する教育」について、実践する際の教材研究の進め方や、各教科、総合的な学習の時間、特別活動の特質を踏まえ、各教科等が担うべき内容を明確にした指導、日常の指導や、家庭や地域社会との連携など具体的な実践事例について整理する。

(3)「演習4-1、4-2(高)」

(内容) 人間としての在り方生き方に関する教育の充実に向けて、持参資料をもとに道徳教育の全体計画の見直しや各教科、総合的な学習の時間、特別活動における展開方策について検討を行い、各グループから発表を行う。

全体計画の見直しに当たっては、学校における道徳教育の基本方針や重点目標を明確にするとともに、各教科、総合的な学習の時間、特別活動の特質に応じた、道徳性の育成に資する項目を含めて検討する。

9 演習用資料の作成等について

演習の協議用資料として、上記「8 演習の内容及び課題」に記載のとおり、事前に課題を作成すること。

なお、提出期限、提出方法等については、受講者決定時に別途連絡する。

10 その他

- (1) 所定の課程を修了した者には、修了証書を授与する。
 - (2) 本研修は、原則として宿泊研修とし、独立行政法人教職員支援機構の宿泊施設を利用するものとする。
 - (3) 本研修終了後、受講者アンケート等を行う。
また、研修終了から一定期間（約1年）経過後に、研修成果の活用について、受講者に対するアンケート調査を行う。
 - (4) 本研修を受講するに当たり、下記の資料が参考となる。
 - ① 「小・中学校学習指導要領解説―道徳編―（平成27年7月）」又は「高等学校学習指導要領解説―総則編―」
 - ② 「わたし（私）たちの道徳」… 小・中学校部会受講者のみ
 - ③ 『「わたし（私）たちの道徳」活用のための指導資料』… 小・中学校部会受講者のみ
 - ④ 「道徳読み物資料集」… 小・中学校部会受講者のみ
- ※ ②と③については、以下のとおりとすること。
- 小学校部会の受講者は、小学校1・2年、小学校3・4年、小学校5・6年の3冊の中から、1冊を選び、その1冊（『わたし（私）たちの道徳』活用のための指導資料を含む）を持参
 - 中学校部会の受講者は、中学校用の「わたし（私）たちの道徳」及び『わたし（私）たちの道徳』活用のための指導資料を持参

【参考】

文部科学省道徳教育関連HP (http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/doutoku/index.htm)